

赤ちゃんの駅実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児の特性に配慮した設備を有する施設に、共通の標識として「赤ちゃんの駅」を表示することで、こどもと保護者が安心して外出できる環境整備を推進することを目的とする。

(赤ちゃんの駅)

第2条 赤ちゃんの駅は、バリアフリーの視点に加え、別紙に定める「乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境整備の留意点」をふまえ、次のいずれかの設備を有するものとする。

- (1) おむつ替え等
 - ・おむつ替えや親子での利用に配慮されたトイレの設置
 - ・幼児用の便座の設置
- (2) 授乳
 - ・授乳ができるスペースの確保
- (3) 遊び場
 - ・用件等の合間にこどもが気分転換できる場所の設置
- (4) その他
 - ・ベビーカーでの移動を想定した施設のレイアウト
 - ・離乳食やおやつが食べられる休憩スペースの設置

(対象施設)

第3条 この要綱に基づく赤ちゃんの駅の対象は、乳幼児連れの保護者の利用が見込まれる施設で、本市の区域内に所在する次の施設とする。

- (1) 市有施設（公園やスポーツ施設などの屋外施設を含む。）
- (2) 社会福祉事業を行う施設
- (3) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める施設

2 市有施設のうち、乳幼児連れの保護者の利用が多く見込まれる施設は、赤ちゃんの駅に協力するよう努めるものとする。

(事務局)

第4条 この要綱に基づく赤ちゃんの駅の実施施設の登録及び周知等の運営はこども未来部はぐくみセンターこども支援課（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(登録の申込)

第5条 赤ちゃんの駅に登録しようとする者は、「赤ちゃんの駅」協力施設報告書（様式1）を事務局に提出するものとする。

(標識)

第6条 赤ちゃんの駅登録施設には標識（様式2）を掲示するものとする。

2 赤ちゃんの駅の標識は、施設の入口等分かりやすい場所に掲示するよう努めるものとする。

(登録内容の変更)

第7条 赤ちゃんの駅登録施設の代表者は、登録内容に変更があった場合には、速やかに変更内容を事務局に報告するものとする。

(登録の取消)

第8条 事務局は、赤ちゃんの駅が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しを行うことができる。

- (1) 赤ちゃんの駅登録施設から取消しの申出があったとき。
 - (2) 赤ちゃんの駅登録施設が廃止されたとき。
 - (3) 赤ちゃんの駅登録施設において、第2条の設備が一般の利用に供するものとして適当でないと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるものの他、赤ちゃんの駅として適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により登録を取り消された施設は、標識を事務局に返納するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

～乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境整備の留意点～

トイレ編

おむつ替え・幼児用トイレ

<保護者の声>

- ・外出時にこどものトイレやおむつ交換をする場所がなくて困ったことがあります。
- ・女性用トイレにしか、おむつ交換台がなく困ったことがあります。
- ・自宅ならこども一人でトイレに行くことができますが、外出先だと、便器のサイズが合わず、利用できなかったことがあります。

<整備の留意点>

- ・女性トイレだけではなく、男性トイレや共有スペースにおむつ交換台があると便利です。
- ・こどもが大きくなると、パンツタイプのおむつの利用が増えます。そうした場合は、着替え台（フィッティングボード）などがあると便利です。また、幼児のパンツの着替えなどにも利用できます。
- ・幼児用の便器や洗面台があると便利ですが、大人用便座の上から使用できる幼児用便座があれば、こどもは一人でトイレに行くことができます。

乳幼児を連れたトイレの利用

<保護者の声>

- ・外出時に、トイレに行こうと思ったのですが、こどもと一緒に利用できる設備がなく、困ったことがあります。
- ・こどもが眠っていたりすると、ベビーカーから降ろすのも大変です。

<整備の留意点>

- ・トイレブース内に、こどもを座らせておくための乳幼児専用の椅子（ベビーキープ）があると便利です。
- ・ベビーカーを押したまま入ることができる多目的トイレなどの大きなトイレブースがあると便利です。

授乳・食事（おやつ）編

<保護者の声>

- ・ こどもが小さいと授乳やおやつの間隔が短いので、なかなか外出できません。

<整備の留意点>

- ・ 授乳専用スペースの設置は難しいと思いますが、会議室など空いているスペースの有効活用をご検討ください。
- ・ ロビー等に椅子だけではなく、机があると、ミルクや離乳食、おやつを食べさせる際に便利です。施設の状況等によりご検討ください。

遊び場・その他付帯施設編

<保護者の声>

- ・ 長時間の待ち時間にこどもが我慢できず、かんしゃくを起こして困ったことがあります。
- ・ 駐輪用ラックにチャイルドシート付自転車が入らず困ったことがあります。
- ・ ベビーカーがエレベーターに入らず困ったことがあります。
- ・ こどもが小さいときは、おむつや着替えなど荷物が多くて大変です。

<整備の留意点>

- ・ こどもは、少し遊べる空間があるだけで気分転換をしながら保護者を待つことができます。
- ・ 近年、電動自転車や前後にチャイルドシートを装備している自転車、ベビーカー（特に双子用）などの大型化により、従来の施設では対応できない場合があります。

「赤ちゃんの駅」協力施設報告書

豊中市こども支援課長 あて

年 月 日

1. 協力施設

施設の名称			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	

2. 施設の状況 (該当する項目に「○」印をつけてください。)

おむつ交換ができる場所がある	
	おむつ交換台やベビーベッドその他これに準ずる設備がある
	専用の設備は無いが、申し出があればおむつ交換できる場所を提供できる 具体的に；
授乳できる場所がある	
	カーテンや壁で囲まれた専用の授乳スペースがある
	専用のスペースはないが、申し出があれば対応することは可能 具体的に；
乳幼児の遊び場所がある	
	キッズルームや園庭など市民に開放している屋内または屋外の遊び場がある 遊び場の種類； 開放の頻度（曜日）・時間；

→ *上記1,2の内容は、市ホームページ等で公表します。

3. 「赤ちゃんの駅」標識の希望

種 類	必要枚数
ステッカー (円形 直径 18cm)	
看 板 (A4〈横〉ラミネート版)	

*数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。



「赤ちゃんの駅」標識

4. 問合せ先 (市担当者からの連絡用に使用します。)

法人名			
担当者名		電話番号	
メールアドレス			

「赤ちゃんの駅」標識

